

道路改築承認申請書

新 規	更 新	変 更	川道管改第 令和 年 月 日	号の2 日
--------	--------	--------	-------------------	----------

令和 年 月 日

川 西 市 長 あて

〒
住 所
氏 名
担当者
TEL

道路法第 24 条の規定により承認申請します。

改 築 の 目 的										
改 築 の 場 所	路線名	市道				号	車 道 ・ 歩 道 ・ その他			
	場所	川西市								
改 築 物 件	名 称		規 模				数 量			
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (日間)									
施 工 責 任 者	所在地					担当者名				
	事業者名					TEL				
添 付 資 料	1 附近見取図 2 平面図 3 断面図 4 構造図 5 現況写真 6 市の指示する図面									
復 旧 方 法	承認条件による復旧									

起 案							決 裁				
-----	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--

(伺) 上記の申請について、下記の条件を付して承認してよろしいか。

主 管	部 長	副 部 長	課 長	課長補佐	副 主 幹		担 当	合 議	課 長	課長補佐	主 査	主 任	係

承認条件

道路改築承認申請書

新規	更新	変更	川道管改第	号の2
			令和 年 月 日	

令和 年 月 日

川 西 市 長 あて

〒
住 所
氏 名
担当者
T E L

道路法第 24 条の規定により承認申請します。

改 築 の 目 的			
改 築 の 場 所	路線名	市道 号	車 道 ・ 歩 道 ・ その他
	場所	川西市	
改 築 物 件	名 称	規 模	数 量
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (日間)		
施 工 責 任 者	所在地	担当者名	
	事業者名	T E L	
添 付 資 料	1 附近見取図 2 平面図 3 断面図 4 構造図 5 現況写真 6 市の指示する図面		
復 旧 方 法	承認条件による復旧		

協 議 (通 知) 書

川 西 警 察 署 長 様

川 道 管 改 第 号の1
令和 年 月 日

上記の通り申請がありましたので、協議（通知）します。

川西市長 越田 謙治郎

道路改築承認申請書

新規	更新	変更	川道管改第	号の2
令和	年	月	日	

令和 年 月 日

川 西 市 長 あて

〒
住 所
氏 名
担当者
TEL

道路法第 24 条の規定により承認申請します。

改 築 の 目 的			
改 築 の 場 所	路線名	市道 号	車 道 ・ 歩 道 ・ その他
	場所	川西市	
改 築 物 件	名 称	規 模	数 量
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (日間)		
施 工 責 任 者	所在地	担当者名	
	事業者名	TEL	
添 付 資 料	1 附近見取図 2 平面図 3 断面図 4 構造図 5 現況写真 6 市の指示する図面		
復 旧 方 法	承認条件による復旧		

承 認 書

上記の申請に対し裏面のとおり
条件を付し承認します。

川 道 管 改 第 号の2
令和 年 月 日

川西市長 越田 謙治郎

承認条件

- (1) 工事の施工に伴い本市又は第三者に損害を及ぼした時は、すべて承認を受けた者がその賠償の責を負うものとする。
- (2) 工事に着手する時は、所轄の警察署長の道路使用許可を受けた後に施工すること。
- (3) 工事に際しては承認書を所持すること。
- (4) 工事に着手する時は事前に自治会、消防署、環境事務所に届け出をし、苦情等のないよう万全を講じること。
- (5) 工事の着手にあたり、出来得る限り交通に支障なきよう着手すること。やむをえず通行禁止及び片側一方通行をする場合は所定の手続きを行った後着手すること。
- (6) 前項の交通制限を行う時は交通整理人を配置して交通の円滑を図ること。
- (7) 標識（看板等）により工事中であること、あるいは迂回路等を明示すること。
- (8) 転落防止のため掘削場所には防護柵を設置すること。
- (9) 工事時間は、原則として午前9時から午後5時迄とする。
- (10) 掘削跡の埋戻しは即日、仮復旧を厳守し本復旧施工までに不良箇所が生じた時は直ちに補填し交通に支障のないようにすること。
- (11) 掘削跡の本復旧は工事完了後、速やかに行うこと。
- (12) 工事期間満了後、引き続き工事をしようとする時は、その期間満了の1カ月前までに継続承認申請書を提出すること。
- (13) 工事が完了した時は直ちに完了届を提出し検査を受けること。
- (14) 官民境界杭、境界板に注意し、支障がある場合事前に市の指示を受けること。
- (15) 道路を横断する工事は片側工事とし、片側が終了後他の片側を行うこと。
- (16) 特に工事施工に際しては道路法、道路法施工令に定められた事項を厳守すること。
- (17) 道路後退に伴い電柱及び道路付属物に交通支障がでる場合は申請者にて移設すること。
- (18) 街区基準点がある場合は市と協議すること。
- (19) 復旧は、